

標題 : 福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について
発信番号 : 自治労情報2024第0023号
発信日付 : 2024年2月13日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

厚生労働省は2月8日、通知「福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について」を发出しました。

この事業は、2024年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対して2%程度(月額平均6千円相当)の賃金改善を行う障害福祉サービス施設・事業所等介護サービス事業所等に対し、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金として、賃金改善を行うために必要な費用を補助するものです。

補助金の対象要件として、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を2024年4月から算定していること、原則、2024年2月分から賃金改善を実施すること等が必要なことから、早急に協議をお願いいたします。

添付ファイル :
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について.pdf
「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内.pdf
福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について.pdf
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A.pdf